

様式第3号（第3条関係）

誓約書

- 1 私並びに同居しようとする者は、西目屋村定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例（平成30年西目屋村条例第1号。以下「条例」という。）第4条に規定する譲渡等対象者に相違ないことを誓約します。
- 2 私は、定住宅地の貸付及び譲渡を受けるにあたり、条例に基づく次の事項を誠実に守ります。

区 分	項 目
条例第7条に規定する事項	貸付及び譲渡に関する契約を締結後、契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に、村長が別に定める要件を満たす住宅を建築します。
	貸付及び譲渡に関する契約を締結後、申込書に記載した者が契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に、自己が建築した住宅で居住（住民登録を含む。）を開始します。
条例第10条に規定する制約	譲渡を受けた日から10年間は、譲渡を受けた土地に建築した住宅（以下「住宅」という。）から転居しません。
	譲渡を受けた日から10年間は、住宅又は譲渡を受けた土地の全部若しくは一部を第三者に貸し付け若しくは譲渡しません。
条例第11条に規定する事項	条例第10条に規定する制約に反したときは、規則に定める金額を違約金として指定された期日までに支払います。
条例第12条に規定する事項	条例第4条第4号の規定に該当したとき、又は再三にわたり著しく周辺住民に迷惑を及ぼす行為をしたときは、無償で当該土地を西目屋村に返還し、速やかに、住宅を退去します。
条例第13条に規定する事項	西目屋村や地域の規範を遵守するとともに、地区会などの地域の活動に協力します。

上記のとおり誓約いたします。

年 月 日

西目屋村長 殿

署名